

半田市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第1項の規定に基づき、半田市総合教育会議（以下「会議」という。）を設置し、同条第9項の規定に基づき、会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会議の招集は、市長が、開催する日時、場所、会議において協議又は調整すべき事項その他必要な事項をあらかじめ教育委員会に通知して行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(会議)

第3条 市長は、会議の議事を進行し、会務を総理する。

(傍聴人)

第4条 会議の傍聴人については、半田市教育委員会傍聴人規則（昭和52年半田市教育委員会規則第4号）の例による。

(議事録)

第5条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、公表しないことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。